



廃 第 1 2 5 7 号
平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県佐倉市染井野二丁目 2 9 番地 1
名 称 日野海運株式会社
代 表 者 代表取締役 日野 善美

2 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 7 9 6 2 0 号
許可年月日 平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

3 処分年月日 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

日野海運株式会社は、平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日に佐倉簡易裁判所において、法違反 (法第 1 6 条の 2 違反 不法焼却) により、罰金 3 0 万円の刑の言渡しを受け、同年 1 1 月 1 6 日に刑の執行が終了した。

この事実により同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号ハ) に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 吉橋

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 4